



Title	大日本帝国憲法下における軍の規律維持と法制-軍隊手牒の採用と変遷-
Author(s)	宮崎, 繁樹
Citation	法律論叢, 79(4-5): 385-399
URL	http://hdl.handle.net/10291/1384
Rights	
Issue Date	2007-03-15
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

【論説】

大日本帝国憲法下における軍の規律維持と法制

——軍隊手牒の採用と変遷——

宮 崎 繁 樹

目次

まえがき

- 一 明治期の軍隊創設と規律
 - 二 御親兵御規則
 - 三 読法の制定
 - 四 誓文の制定
 - 五 軍隊手帖とその控帳
 - 六 歩兵科手帖
 - 七 軍隊手牒の出現
 - 八 軍隊手牒の記載内容
- あとがき

まえがき

軍は敵国軍との交戦を任務とする国家機関であり、日常武器を携帯する組織であるから、その規律はことのほか厳格である必要がある。また、戦闘による負傷、死亡も考えられるので、その身分を証明するものを携行させる必要がある。後者の手段としては、軍隊手牒と認識票があるが、ここでは、明治初年における軍の規律維持との関係で、旧軍の軍隊手牒について検討してみたい。

一 明治期の軍隊創設と規律

陸軍創設にあたって、明治新政府にとって、軍の規律維持は緊急の課題であった。

明治元年（一八六八年）正月三日、新政府は、議定二品嘉彰親王を軍事総裁に補し、翌四日征夷大將軍に任命、錦旗を授けて、会津・桑名の幕府軍を伏見、鳥羽で攻撃させた。しかし、新政府は直轄の軍隊を持たず、ただ諸侯を通じてその藩兵を動かしていたに過ぎず、その組織、法制にいたっては、まったく未完であった。正月一七日に作られた太政官代職制の中に海陸軍務課があり「海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急軍務の事を督する」とし、海陸軍務総裁に議定副総裁岩倉具視、海陸軍務掛に廣澤兵助、西郷吉之助が任せられた。

しかし、三月三日にこれが改定され、軍防局が海陸軍務課の任務を引き継ぎ、軍防局の督に議定嘉彰親王が任せられた。二月二五日、取敢えず長州藩の龜山隊、致人隊を基本に、それに若干の郷士、諸藩の兵を加えて天皇直屬の「こ親

兵」とし、京都の黒谷、下加茂に駐屯させた⁽¹⁾。

そして、総務局から国防局に対し「兵制の儀」につき、次の違が発せられた。

「日本石高二応シ兵数ヲ定メ、諸侯石高二從ヒ兵士ヲ出シ、交代ヲ以テ親兵ヲ置キ、守衛ヲ立、海陸軍ヲ開キ、練習致シ候様、可被仰付哉。右等之制軍防局ニ於テ、取調書ヲ以テ制度局へ相廻候様被仰付度事」。

軍の構成については、各藩から拠出される藩兵によるか、直接国民から徴募した兵士によるかの案が考えられたが、取敢えずは、前者よるものとされた。⁽²⁾

四月二五日、軍防局の下に陸軍局が置かれ、「軍隊の進退、軍紀、風紀、教育、その他の軍資金等に関すること」が所管とされた。五月三日「陸軍局法度」が発せられた。その主要な内容は、

- ・ 皇国一致、御国威相立候儀至要之事ニ候條、士風ヲ不失、礼儀ヲ守リ、親交可致事
 - ・ 長官之指揮堅ク可相守事
 - ・ 猥ニ酒ヲ呑ムヘカラサル事
 - ・ 乱妨狼藉者勿論、押借等堅ク無用ノ事
- などであった。

明治二年四月二九日には「軍律」が制定された。それは、「陸軍局法度」よりは整備された内容であり、次のようなものであった。

「賞典ハ遅キモ妨ナシトシ、罰典ハ速ナルヲ以テ佳也トス。依之軍律ニ適遇スル者ハ、不奉伺書以届書処置スベシ。第一ヶ條 徒党ハ古来ノ制禁タリ。依之党首ハ死刑、則於刑法場其党与ノ者ヲ以テ之ヲ刑セシメ、且与党ハ三日ノ

謹慎ヲ命スヘシ

第二ケ條 武器戎服ヲ携脱スル者ハ死刑タルヘシ。但シ數年ヲ経ルモ其罪ヲ減スル事ナシ。若脱スルノ後三日ヲ出ス帰ル者ハ、第三ケ條初度ノ例ニ同シ。

第三ケ條 武器戎服ヲ返シ脱スル者、初度ハ五十日ノ間仮牢、再度ニ及者ハ流罪タルヘシ。但仮牢ノ法、稽古及ヒ食事ハ常ノ如シ。但休憩ノ時ヲ以禁固スヘシ。脱スルノ後三日ヲ出スシテ帰ル者ハ三十日仮牢、再度犯ス者ハ五十日仮牢。

第四ケ條 於局外、故ナク金談ニ及ヲ禁ス。押売強談ハ尤嚴禁タリ。犯ス者其ノ罪ノ輕重ニヨリ死刑、或遠流ヲ以テ処スヘシ。

第五ケ條 (此條己巳十一月二四日増加) 局中局外共賭博ハ嚴禁タリ。若犯ス者ハ、三十日仮牢。但賭博數度ニ及ブ者、或者旧悪有之上猶再三犯ス者ノ如キハ、五十日、百日ノ間仮牢タルヘシ。 ─

この軍律は前記のように「陸軍局法度」よりは整備されたものではあつたが、なお、取敢えずの間に合わせともいうほどのものにすぎなかつた。

注

(1) 松下芳男「明治軍制史論上卷」(昭和三年・有斐閣) 一一ページ。

松下氏は、仙台陸軍幼年学校、士官学校(二五期)を卒業され任官されたが、退官後、公法、憲法、軍制学を研究され、工学院大学教授を勤められた。日本軍制史の泰斗である。軍制史の著作は多大であり、本稿も、同氏のご研究に負うことが多い。

(2) 拙稿「大日本帝国憲法下の日本陸軍の法制面と問題点」(法律論叢七七卷六号) 二三八ページ。

二 御親兵御規則

しかし、明治三年二月に山口藩兵の暴動が起こり、その一部は大分(当時日田県)に逃れて土地の郷士らと合流、政府は、鹿児島・熊本・山口藩の部隊によって明治四年四月にかけてようやく鎮撫するという事件も起こった。⁽³⁾

明治四年六月の御親兵編成に際して「御親兵御規則」が作られた。そして親兵はそれを順守する連判をさせられた。その中には「兵タルモノ政事之得失、官員之是非ヲ論スヘカラサル事」というような項目も置かれていた。

注

(3) 生田惇「日本陸軍史」(一九八〇年・教育社)三三二ページ。

なお、明治二年七月八日官制が改められ、左右大臣の下に、兵部省を含む六省が置かれることになった。

三 読法の制定

兵部省は、明治四年、七月一四日の廢藩置県の直後、八月に東京、大阪、鎮西(熊本)、東北(仙台)に四鎮台を置いたが(明治六年に名古屋・広島鎮台を追加)、さきに述べた諸措置ではなお不十分であるとして、一二月二八日に、日常軍隊構成員である兵士が従うべき「掟」として七章からなる「読法」を制定した。その内容は、次のようなものであった。

「第一章 海陸軍ヲ設ケ置ルルハ、国家禦侮ノ為メ、萬民保護ノ本タレバ、此兵員ニ加ハル者ハ、忠節ヲ尽シ、兵備ノ主意ヲ不可失事。

第二章 兵員タル者長上ニ対シテ敬礼ヲ尽シ、其命令ニ服従スルハ兵事ノ至要ナレハ、事大小トナク長上ノ命ニ違背ス可ラス、且朋輩ト交ルニ信ヲ失ナワス、温和ヲ旨トスルハ勿論、同隊同級ニテモ一般ノ勤務ニ於ケル年月我ヨリ旧キ者ノ言ニ従フ可キ事。

第三章 三人以上悪事ヲナスヲ徒党ト云ヒ、古来ノ嚴禁タリ、犯ス間敷事。

第四章 脱走、盜奪、賭博及ヒ平民婦女老幼ヲ劫虐スル等ノ悪事不可致事。

第五章 喧嘩、鬪殴、酒、詐欺、情謾等ノ所業有之間敷事。

第六章 押売、押借、局外ノ金談致間敷事。

第七章 戦地ニ臨ミテハ身命ヲ抛チ、怯懦畏縮ノ振舞有之間敷事。」

しかし、その施行に先立ち、その内容には、なお問題があるとして、次のように改定された。

「第一条 兵隊ハ第一皇威ヲ發揮シ、国憲ヲ堅固ニシ、国家万民保護ノ為ニ被設置候儀ニ付、此兵員ニ加ハル者ハ、忠誠ヲ本トシ、兵備ノ大趣旨ニ背カス、兵隊ノ名譽ヲ落サ、ル様精々可相心掛事。

第二条 兵員タル者長上ニ向テ敬礼ヲ尽シ、同輩ニ対シテ温和ヲ旨トスベシ。苟且ニモ無作法ノ所業有之間敷事。

第三条 兵員タル者首長ノ命令ニ服従スヘキハ、兵事ノ至要ニ候間、事ノ大小トナク首長ノ命令ニ違背スル者ハ屹度罪科申付候事。

第四条 徒党ハ古来ノ嚴禁タリ、之ヲ犯ス者ハ重科申付候事。

第五条 脱走、盜難、賭博等ノ悪事ハ、其科ニ応シ罪科申付候事。但シ武器軍服ヲ携ヘ脱走スル者ハ、一層嚴科ニ処

シ候。脱走後三日ヲ出スシテ帰營スル者ハ輕科ニ処シ候事。

第六条 押売、押借、並ニ局外ニテ金談ニ及フ者ハ、些少ト雖トモ罪科申付候事。

第七条 喧嘩、鬭争、並ニ放蕩、酒狂及ヒ欺詐、怠惰等ノ所業有之候者ハ、其科ニ応シ罪科申付候事。

第八条 戦地ニテ怯懦、恐怖ノ所業有之者ハ、即時嚴科ニ処シ候。其他一切対敵中ノ処置ハ嚴重ノモノト可相心得事。以上八条ハ其概略ヲ示ス、其他委細ノ規則ハ其隊長ヨリ申示シ候事。

明治四年辛未十二月

兵 部 省

この「詭法」は、明治五年三月二〇日に、陸軍省から「注釈」（律條）をつけ「詭法律條附」として九月二八日に各部隊に配布した（兵部省達第一九九号）。それは、右の各条項についてそれに該当する軍律を付記し、その内容を明らかにしたものであった。⁽⁴⁾

軍隊手牒の創設は、明治四年二月二十八日の「詭法」制定や、明治五年の陸軍省の創設と関連があるように思われる。

注

(4) 松下「前掲」四二五ページ。明治五年二月二十八日、兵部省は廃止され、陸軍省と海軍省が設置された（「同書」一六七ページ）。

四 誓文の制定

「詭法」を明治五年三月二〇日に布告したのに先立ち、三月七日「誓文」が定められている。

この頃、兵部省は、新設の軍を構成する兵員の身分を証明し、勤務状況や給与支払状況などを証する文書を作成し

て、それを各兵員に所持させる和紙・和綴の「軍隊手帳」を作成することを予定していた。そして、この際「読法」の内容を兵員に周知させるため、読法の内容を「掟」として、この「軍隊手帳」の冒頭に記載し、「誓文」も記載して署名させた上で所持させることにしたのだと思われる。

ところが、明治五年秋「軍隊手帳」を作成し、いよいよ配布するという直前、九月二十八日になって、急遽前記「読法」第五条の「脱走、盜奪、賭博等ノ悪事ハ其科ニ応シ罪科申付候事。但シ武器軍服ヲ携ヘ脱スル者ハ、一層嚴科ニ処シ候。脱走後三日ヲ出ズシテ帰營スル者ハ輕科ニ処シ候事」という規定中、後段の但書を「但シ武器軍服ヲ携帯シテ脱スル者ハ重科ニ処シ、脱走後二週日ヲ出ズシテ帰投スル者ハ輕科ニ処ス」と改訂した。

そのため、すでに印刷済みだった「軍隊手帳」のその該当箇所を、急遽、朱筆で訂正して兵員に交付した。

この朱筆訂正の「軍隊手帳」が現存しているので、最初の「軍隊手帳」の作成交付は、明治五年一〇月頃と推定される。⁽⁵⁾

(もつとも、前記の減刑帰營期間は、明治七年一月二二日の布告第四二〇号で「七日」と改定した)。

軍隊手帖(手牒)に記載された「誓文」の内容は、その後、時代によって異なっている。当初に記載されていたものは、次のような内容であった。

「 誓 文

- ・平時戦時トモ国家ノ為メ身命ヲ擲チ忠節ヲ尽シ可申事。
- ・長官並ニ上級ヨリ申付ケラレ候儀如何ナル事ト雖モ誠実ニ相守可申事
- ・平時戦時トモ脱走致中間敷事
- ・父母ノ病氣タリトモ漫リニ帰省願申間敷事

右ノ条々違背仕間敷若シ之ニ背キ御掟ヲ破リ候節ハ公ケノ御処置有之而已ナラス神罰ヲ蒙リ可申依テ誓文如件。」

明治七年一月一〇日に「徴兵令」が發布され、第一回の徴兵は、同年四月に実施された。そして、明治一〇年二月一五日から九月二四日にかけて、政府軍と西郷隆盛を主将とする薩摩軍との間に西南戦争が戦われた。また、その直後に、西南戦争の論功行賞の遅れと俸給の減額に反発して明治一年八月二三日近衛砲兵大隊による「竹橋事件」が起きた。政府としては、これにより、軍紀の一層の引締めが必要を感じて、明治一五年一月四日、「軍人勅諭」を發した。明治二〇年頃の歩兵科手牒には、この軍人勅諭が掲載されているが、前記の「読法」も掲載され、「誓文」は、次のような内容に変更されていた。⁽⁶⁾

「今般御読聞相成候読法之條々堅ク相守リ誓テ違背仕間敷候事 右宣誓如件

明治〇〇年〇月〇日

その後の明治二〇年代以降の軍隊手牒の「誓文」の記載も、同様の内容であった、

大正期の「誓文」の内容も同一であり、昭和期になると、若干文章を読みやすくし、次のようになった。

「今般御読ミ聞カセ相成候読法ノ條々堅ク相守リ誓テ違背仕間敷候事

昭和〇〇年〇月〇日

しかし、この時期になると、実際には誓文のあとに所持者が署名捺印していないものもかなり見受けられ、この時期にはすでに形骸化していたように思われる。

昭和一〇年代以降の軍隊手牒には、この「誓文」の記載自体が無い。

注

(5) 山田(改姓後宮崎)源忞「軍隊手帳」(明治七年)一ページ裏。

(6) 川手源三郎「歩兵科手牒」(明治二〇年)二ページ。但し、その前に「(軍人)勅諭」が綴込まれている。

五 軍隊手帖とその控帳

法令全書等には、残念ながらこの頃の「軍隊手帳」創設についての記載が見当たらない。明治六年三月一三日の達第七五号には「兵隊手帖並名簿野紙等鎮台ニ於テ製造セシム」とあり、同年七月一八日の達第二六二号に「歩兵手帖並二扣帳共ニ今般別冊之通改正候条、来ル十月ヨリ各大隊一般相用可申……」、とある。

同年八月二七日の達第三五〇号には「歩兵手帳並二扣帳共来ル一〇月ヨリ改正之儀兼テ相達置候処運送費用ヲ省ク為東京屯在兵ヲ除キ各地ノ分ハ一般雛形之通り其地ニテ彫刻製造可致。且手帳ハ雁皮紙、扣帳ハ半紙ニテ摺立一冊戦友綴ニ製造可致此旨相達候事」との記載があり、兵隊手帖、歩兵手帖、歩兵手帳と字句の記載が異なり、制度化が未完だったことを思わせる。しかし、これらはいずれも、いわゆる「軍隊手帳」を意味しており、それが私的なものではなく「公的」なものだったこと、用紙に雁皮紙や和紙が使用されていたこと、用語としては、まだ「手牒」の語が使われていなかったこと、などが認められる。

なお、軍隊手帳は紙製であったため、破損・汚損がかなりあった。明治七年六月九日の布告第二二二二号には「各兵隊へ兼テ相渡有之手帖ノ儀ハ、緊要ノ品柄ニ候処、袋無之ヨリ自然破損ノ患有之ニ付目付右袋相渡候条此旨相達候事」とある。このような事情もあり、この時期の「軍隊手帳」は現存するものが数少ない。

軍隊手帳に関連して、その当時は、その内容と同一の記載をした控帳が作られ、それを所属部隊が保管していたが、

その控帳は、明治二三年の陸達第一七八号によって廃止された。

六 歩兵科手帖

前記のように軍隊手帳の語と共に、歩兵手帖、歩兵手帳の語も混用されていたが、明治一年になると、次のような規定が見られる。

明治一年四月一日の陸軍省達第五六号は「軍隊手帖歩兵科ノ分改正」として「軍隊手帖ノ儀歩兵科ノ分別冊ノ通改正候条此旨相達候事」とあり、同年九月一四日の達第一三六号には「歩兵科手帖記載方ノ儀別冊之通相定候条自今右書式ニ準ジ記注可為致此旨相達候事。但、騎砲工輜重兵其他共渾テ本文ニ準拠記載候儀ト可相心得事」との記載がある。

この時期、つまり明治一年に、新しい形式の「歩兵科手帖」が出現したと思われ、騎兵、砲兵、工兵、輜重兵にも、それぞれ各科の「手帖」が作成、配布されていたものと思われる。しかし、残念ながら、まだ、その現物を見ていない。なお、明治二〇年の「歩兵科手牒」の表題は、「歩兵科手帳」ではなく「歩兵科手牒」と記載されている。明治一年頃から明治二〇年までの間の何時の時点から「手帳」が「手牒」に改められたのか、目下のところは不明である。

七 軍隊手牒の出現

それでは、大正、昭和期にまで連用された「軍隊手牒」は、何時製造され使われるようになったのだろうか。

明治一五年一月四日に「軍人勅諭」が下された。二月一五日の陸軍省達乙第一一号は「本年一月四日軍人勅諭之旨自今下士以下エ相渡候手牒之首葉エ致掲載候条為心得此旨相達候事」とあり、ここに「手牒」と書かれている。前述のように「軍人勅諭」の発布によつて、新しく軍紀を引き締める必要を感じていた意図は明白である。

明治二四年一月二日の陸達第一五二号に「各種軍隊手牒別冊ノ通改正ス。但、自今新調ノ分ヨリ之ヲ調製シ標本ハ經理局ヨリ当該監督部へ交付ス。陸軍大臣子爵高島綱之助」とある。これによつて、各兵科ごとに作成された手牒を統合し、新「軍隊手牒」にしたのだと思われる。⁽⁷⁾

以上のことから「軍隊手牒」の創始は明治二四年だという考え方もありうるが、やはり、明治五年の「軍隊手帳」をもつてその創始と見るべきであろう。

注

(7) 大澤啓次郎「軍隊手牒」(明治二六年)。

八 軍隊手牒の記載内容

軍隊手牒は、兵士一人一人に配布し所持を義務付けた公式の手帳で、冒頭白地に、「明治一五年一月四日のいわゆる軍人勅諭」、その後大正元年七月三一日の踐祚の「勅諭」、大正三年一月三日の在郷軍人に対する「勅語」、昭和元年一月二八日踐祚の「勅諭」が、当初は黒文字、大正期になると赤文字で、振り仮名付きで、書かれていた。なお、日露戦争開戦後のものには、明治三八年一〇月一六日の陸海軍人への「勅語」が編綴されているものもあり、大東亜

(太平洋) 戦争開戦後にもものには、その開戦詔書が編綴されているものもある。

それに次いで「讀法」が黒字で記載されていたが、昭和期に入り「戦陣訓」が掲載されると、「読法」は削除された。続いて「軍隊手牒二係ル心得」が記載されている。大正期のものからは、さらに「応召及出征時ノ心得」が追加されている。

そのあとに、所持者が属する所管「例・〇〇鎮台、〇〇師団」、部隊號「例・歩兵第〇〇聯隊第〇中隊」、兵科「歩兵科」、等級「例・一等卒」、本籍「例・〇〇縣」。本貫族籍「例・平民」、氏名、住所、誕生年月日、特業「例・担架術」、兵役の記録、出身前履歴、褒賞、褒賞休暇、善行証書、適任証書、軍隊での履歴、が続く。更に当初のものには、氏神、宗門「例・真言西派覚成寺」、父母・養父母の氏名、親及び自己の職業、兄弟の数、身長、顔・額・眼・鼻・口・顎・髪・眉の特徴、痘の状況、その他の身体的特徴が記載されていた。さらに著装被服の大小区分(服のサイズ)、帽子、衣袴、外套、靴の大きさ、が記載されていた。そして更に明治期のものには、給与通知事項が各日別ごとに詳細に書かれていた。

ごく初期の軍隊手帳では、支給された靴紐、石鹸、靴下などの支給時期、数量も詳細に記載され、給与も毎回、時期・金額が詳記されていた。それは、「歩兵科手牒」の時期まで続いていた。しかしその後の軍隊手牒の「給与通報事項」には、特別な給与支給の記載、例えば、「天長節酒肴料下賜」「除隊時旅費」「入院時給与支給」など、また、通常給与については一括記載「明治〇〇年〇月〇日まで給料支払済」というように変わっており、昭和期になると全く記載されていない。

軍隊手牒に印刷されている題目も、時代によってかなり違う。前述のように、明治、大正期のものには「誓文」があつて、その末尾に本人の署名捺印がされているが、昭和期に発行されたものにはこの誓文は無い。また、昭和一七

年発行のものには「戦陣訓」が二二ページにもわたり印刷されていて、「読法」は削除されている。

軍隊手帳の最初の作成時の装丁は、単なる和紙だったが、その後、布製になり、その初期は黒色だった。歩兵科手帳の時期も同様だったが、兵士の軍服が黒色からカーキ色に替わったのに応じて、軍隊手帳の装丁もカーキ色に替えられた。かつ作戦地域が大陸から南方に移るに従い、軍服の色が黄色味を帯びたカーキ色から緑じみたカーキ色に変わり、軍隊手帳の装丁も同様に変わっている。なお、軍隊手帳は、「被服費」の中から調整され、配布されていた。軍隊手帳は、下士官、兵だけが所持し、将校は所持の必要が無かった。将校については将校名簿もあり、その移動も記録されていてその生死・所在が確認出来たからだと思われる。⁽⁸⁾

諸外国でも、軍隊構成員に軍隊手帳を所持させる例はあり、フランスでは *livret militaire* ドイツでは *Wehrpass*, *Soldbuch* と呼ばれる。しかし、その内容は身分証明的色彩が強く、本人の写真を貼付し、本人の氏名、生年月日、所属、経歴、功績、発行官庁などを記載しており、わが国のかつての軍隊手帳のような、勅諭、戦陣訓のようなものを記載してはいない。その意味では、わが国の軍隊手帳は独特のもだったと言うことが出来よう。

日本陸軍が当初フランス陸軍、次いでドイツ陸軍を範として創設された経緯から、軍隊手帳も両国のものを参考に作られたのかとも考えられるが、そのような証拠は発見出来ない。軍隊手帳創設についての文献は意外に乏しく、もし詳細をご承知の方がおられたら、是非ご教示頂きたい。

なお、陸軍省の監修で未入営補充兵のために「補充兵手帳」という軍隊手帳類似のものも作成されていたが、それは勿論公式のものでは無かった。それには、勅諭、読法のほか、帝国在軍人会設立の趣旨、補充兵の心得などが印刷されていた。

注

(8) これに対して、認識票は、動員にあたり將校、下士官、兵、軍属に支給された「認識票制式並其ノ取扱手続(昭和一八年一月二十七日陸達九〇号)」「認識票ハ、死傷シタル軍ノ軍人軍属ノ何誰ヲ識別スル為ニ要スルモノニシテ動員ノ際、各動員部隊ニ属スル將校以下ニ之ヲ支給スルモノトス」。

あとがき

明治、大正生まれの男性は勿論、昭和の初期生まれの男性で軍隊生活を送った人は、例外なく軍隊で軍隊手牒を持たされていた。その手牒には、所持者の軍隊での経歴が詳細に記載されていた。その記載を読むと、懐かしい思い出や、嫌な過去の記憶が蘇ったことだろう。しかし、現在の殆どの人たちは軍隊手牒の存在さえも知らないのではないだろうか。本稿は、ささやかな日本陸軍へのレクイエムである。

本稿の表題からすれば、陸軍刑法(明治一四年布告六九号、明治四一年法律四六号)、陸軍懲罰令(明治四四年軍令四号)、衛戍令(明治四三年勅令)、衛戍勤務令(明治四三年軍令陸三号)、軍隊内務書(昭和九年軍令陸九号)などにも言及すべきであるが、本稿の主題を「軍隊手牒」に置いたので、他の諸点は、割愛することにした。